

# 琉球大学 教授職員会ニュース 第178号

2015年8月7日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: [kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp)

前号に続き、7月28日の第55回定期総会で採択された決議3本についてお知らせします。

## 決議「安全保障関連法案に反対する」

安全保障関連法案について、7月15日に衆議院安保法制特別委員会において強行採決が行われ、翌16日には衆議院本会議においても同様に採決がなされた。

そもそもこの法案は、昨年7月1日に、安倍内閣が、集団的自衛権行使の容認を閣議決定したことに端を発する。これに対して、当会は、昨年8月6日の定期総会において、「集団的自衛権の行使容認に反対する」声明を決議した。同様の声明が各方面でこれまで多数あげられてきたにもかかわらず、安倍内閣は、それらを一顧だにせず、あろうことか、国会審議が始まってさえいない4月の訪米時に、米連邦議会での演説で安保法制の改革を夏までに行うことを約束し、国民主権を蔑ろにした。

さらに、衆議院憲法審査会で憲法学者3人全員が違憲と述べるなど、安保関連法案に対する違憲の疑いが大きく懸念される中でも、国会審議ではその疑念に対する合理的な説明が全くなされなかった。それにもかかわらず採決が強行されたことは、暴挙というほかない。

安保関連法案は、戦後、日本が70年にわたって積み上げてきた憲法の平和主義に基づく安全保障政策を大きく転換するものである。したがって、その転換には、内容が憲法に違反することなく、かつその手続において、十分な議論がなされることが必要不可欠である。

しかるに、今般の状況は、「違憲」の安保関連法案を、与党の数の力だけでおしきったもので、立憲主義を根底から覆すものであり、到底受け入れることはできない。

国会においては、安保関連法案をすべからず廃案とし、危機に瀕する立憲主義・民主主義を、一日でも早く「取り戻す」ことを強く求めるものである。

以上

2015年7月28日

琉球大学教授職員会第55回定期総会

## 決議「琉球大学憲章を尊重し、軍学共同に反対する」

本学は琉球大学憲章において、『自由平等、寛容平和』に満ちた社会の形成者を育成「学問の自由を尊重」「世界に向けて成果を発信」「健全な研究体制の維持・発展」「社会に『開かれた大学』」「持続可能な地域社会の発展に寄与する責任」などをうたっている。その上で、とくに「平和への貢献」の章を設けて、

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。

と規定している。

▶次ページに続く

この背景には、米軍統治下で開学した本学が、原爆展を開催したり、灯火管制に従わなかったり、軍用地の取り上げに抗議したりした学生達を退学処分とした痛苦の歴史もある。私たちは、こうした琉球大学憲章の規定と精神を尊重することの重要性を、改めて確認する。

大学の本質と琉球大学憲章とに照らして、軍事研究・軍学共同が本学の理念に合致しないことは明らかである。Dualuse 技術の開発・研究も含めた軍学共同を、いま政府は推進しているが、本学はこれに與すべきでない。

特に、防衛省は「装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するため」として、本年度から競争的資金制度である「安全保障技術研究推進制度」の公募を開始した。琉球大学として本制度に参加協力すべきでない。

また、西普天間の跡地利用（OHMIC 事業）に関して、2014 年 6 月 12 日付で、自由民主党政務調査会、沖縄振興調査会、西普天間基地跡地振興に関する WT 名で提言が発表されている\*。この提言では、米国サンディエゴ海軍医学研究センターと琉球大学医学部・医学部附属病院との協力共同など、露骨な軍学共同が推進されており、看過できない。医学は人間の命と尊厳を守る最も平和的たるべき科学であり、琉球大学医学部・医学部附属病院の移転事業には軍との共同協力は一切持ち込まれるべきではない。

以上

2015 年 7 月 28 日

琉球大学教授職員会第 55 回定期総会

\*) [http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/125479\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/125479_1.pdf)

---

---

## 決議 「大学の式典での日の丸・『君が代』の使用要請に抗議する」

下村文科大臣は、去る 6 月 16 日に本学を含む国立大学長に対し、大学の式典での日の丸・「君が代」の使用を要請した。

そもそも、この要請は、各大学が自治的・自律的に行ってきた教育・運営活動に関する行政の介入であり、容認できない。政府・文科省は上記要請を撤回すべきである。

この要請に大学が対応するにあたり、大学自治の原則に照らし、また、日の丸・「君が代」の使われてきた歴史と憲法 19 条・23 条をふまえ、学生教職員・大学関係者の思想信条を考慮し、さらに、法令において国旗国歌の使用を強制されていないことに鑑みるならば、日の丸の掲揚や「君が代」の演奏・斉唱を行うことは適切でない。これは、大学としての良識が問われる問題である。

一方で、大学構内や大学行事の会場等において、大学が日の丸掲揚や「君が代」演奏・斉唱を行うことは、少なくとも一部の学生教職員や国民に強い苦痛をもたらすものである。思想信条の自由、学問の自由を享受して、教育研究診療の発展に尽力しようとする教職員にとって、これは、人権や労働環境に関わる重大問題でもある。

このように、日の丸・「君が代」の使用問題は、大学の良識に関わる問題と、人権や労働条件に関わる問題という 2 つの性質を有する。この問題について、文科省の指示や、学長や役員会等のトップダウンにより、大学が一方的な決定を行うことは許されない。

大学の教職員、留学生を含む学生、関係者はそれぞれ多様な思想信条をもち、多様な出身国・地域の歴史・政治状況におかれている。このことを考慮し、それら多様な人びとの人権を尊重しあい、誰もがのびのびと教育研究診療等の活動ができる大学をつくっていくことこそが必要である。本会は、琉球大学教員の労働組合として、それに貢献する決意である。

以上

2015 年 7 月 28 日

琉球大学教授職員会第 55 回定期総会